

役員選挙規程

(目的)

第1条 定款第20条に基づき、当法人役員を選出に関する事項をこの規定に定める。

(定義)

第2条 役員とは、この法人の正会員でこの規定に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の職務を執行する者をいう。

(選挙人および被選挙人)

第3条 選挙人はこの法人の代議員とし、被選挙人は選挙告示の時点において正会員として登録されている者とする。

(選挙の告示と日程調整)

第4条 選挙管理委員会は、選挙すべき役員(理事および監事)の定数を告示し、立候補を受け付け、以下を参考に日程調整する。

- (1) 告示日は開票日の60日以前とする
- (2) 立候補受付締切日は開票日の30日以前とする

(選出方法)

第5条 役員は、正会員の中から選挙にて役員候補者を確定し、社員総会の決議によって選出する。

(定数)

第6条 定款第20条1項に基づき、役員(理事および監事)の定数を理事会にて決定する。

(立候補受付期間)

第7条 選挙管理委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(立候補者名簿の公表)

第8条 選挙管理委員会は立候補者名簿を作成し、選挙実施要綱に基づいて代議員に公表しなければならない。

(選挙の方法)

第9条 役員(理事および監事)の選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票は、定数内連記投票とする。
- 3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
- 4 定数最下位者が得票数同数で複数である場合は、「くじ引き」により決するものとする。
くじを引く順番は立候補届け出順とする。また、くじ引きの場合は電子手続きによらず、選挙管理委員を立会人とし対面により実施する。
- 5 立候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- 6 立候補者が定数に満たない場合は、理事会推薦にて選出する。
- 7 システムの不具合等、予期せぬ状況により電子投票が行えない場合は、本協会指定による紙媒体により投票も可能とし、選挙管理委員は選挙が滞りなく遂行できるよう努める。

(開票)

第10条 開票に際しては、立会人を2名以上置かなければならない。

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については、選挙管理委員が当法人ホームページにて速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文章をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての受付は、開票結果発表日から1週(7日)以内とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和6年8月1日より施行する。